

(長良川河口堰検証プロジェクトチーム報告書 提言事項)

## 愛知県の率先的行動

水道用水の安定供給を確保しつつ行う  
知多半島の水道水源の切り替え

土地水資源課  
農地計画課  
水道計画課  
水道事業課

## 愛知県の率先行動

「水道水の安定供給を確保しつつ行う知多半島の水道水源の切り替え」について

### 1 主旨

「水道水の安定供給を確保しつつ行う知多半島の水道水源の切り替え」については、「水道水の安定供給システムに関する検証とその結果を踏まえた愛知県の水需給バランス及び渇水リスクの見直し」(以下、「水需給バランスの見直し」という。)の検討結果を踏まえて、もしくは、検討と並行して対応していくことになる。

「水需給バランスの見直し」とは、国が策定(閣議決定)した「木曾川フルプラン」に影響を与えるものであり、国や岐阜県、三重県と密接に連携していくことが大切となる。

また、PT報告書で提案された開門調査とは、「最適な運用方法を探るための調査」であり、データ収集のための調査が想定されている。

今後の本検討については、検討委員会による開門調査の方法の検討と調整しながら進めていくことになる。

### 2 取水実績等の把握

利用可能量(H23年度時点の水利権水量)と平成10年度(長良川河口堰運用開始)から平成22年度までの取水実績を把握。 資料

### 3 既存施設の把握

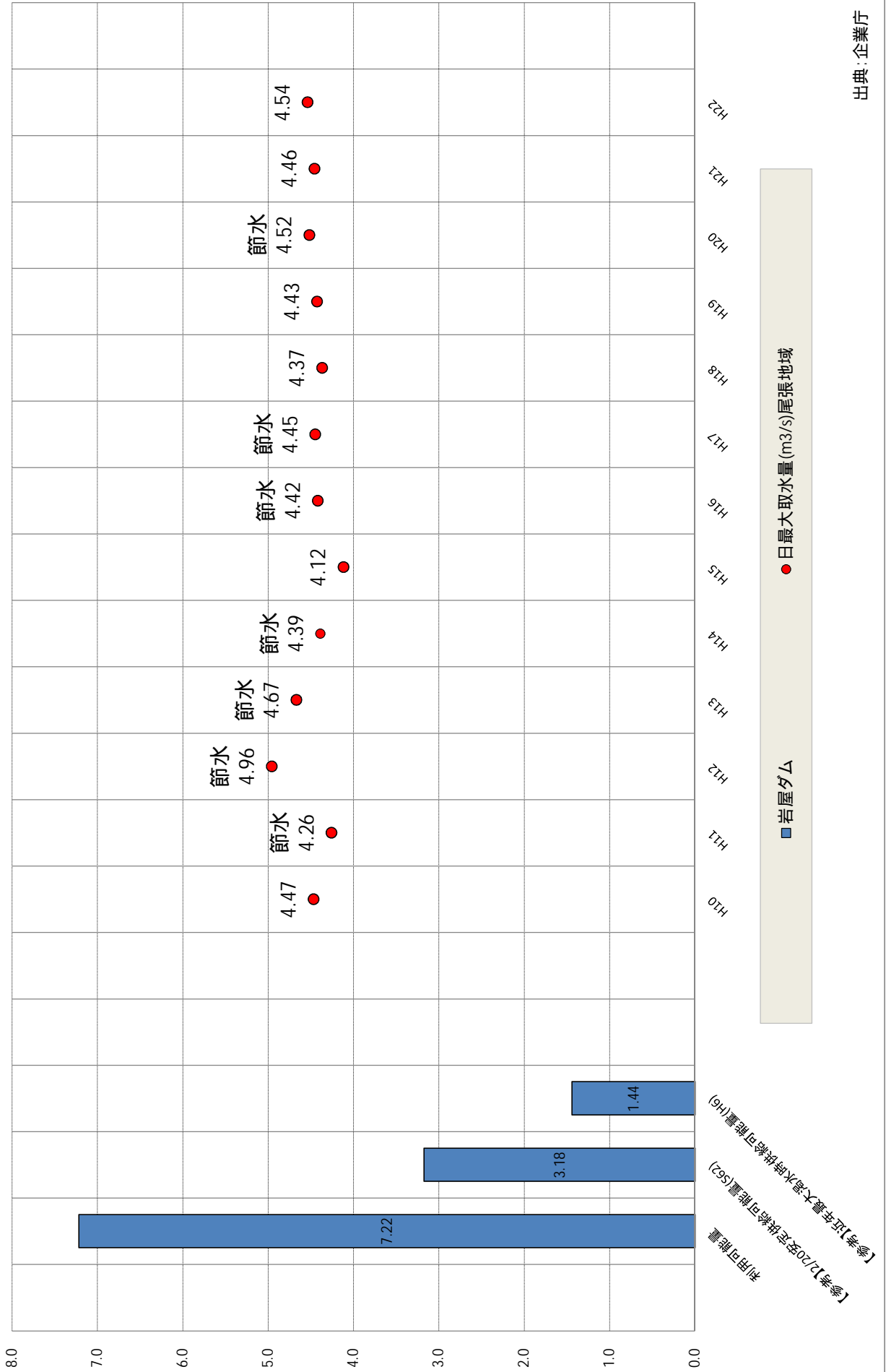
施設の概要・・・濃尾第二施設、長良導水施設等

資料

### 4 協議・調整が想定される関係機関等の把握

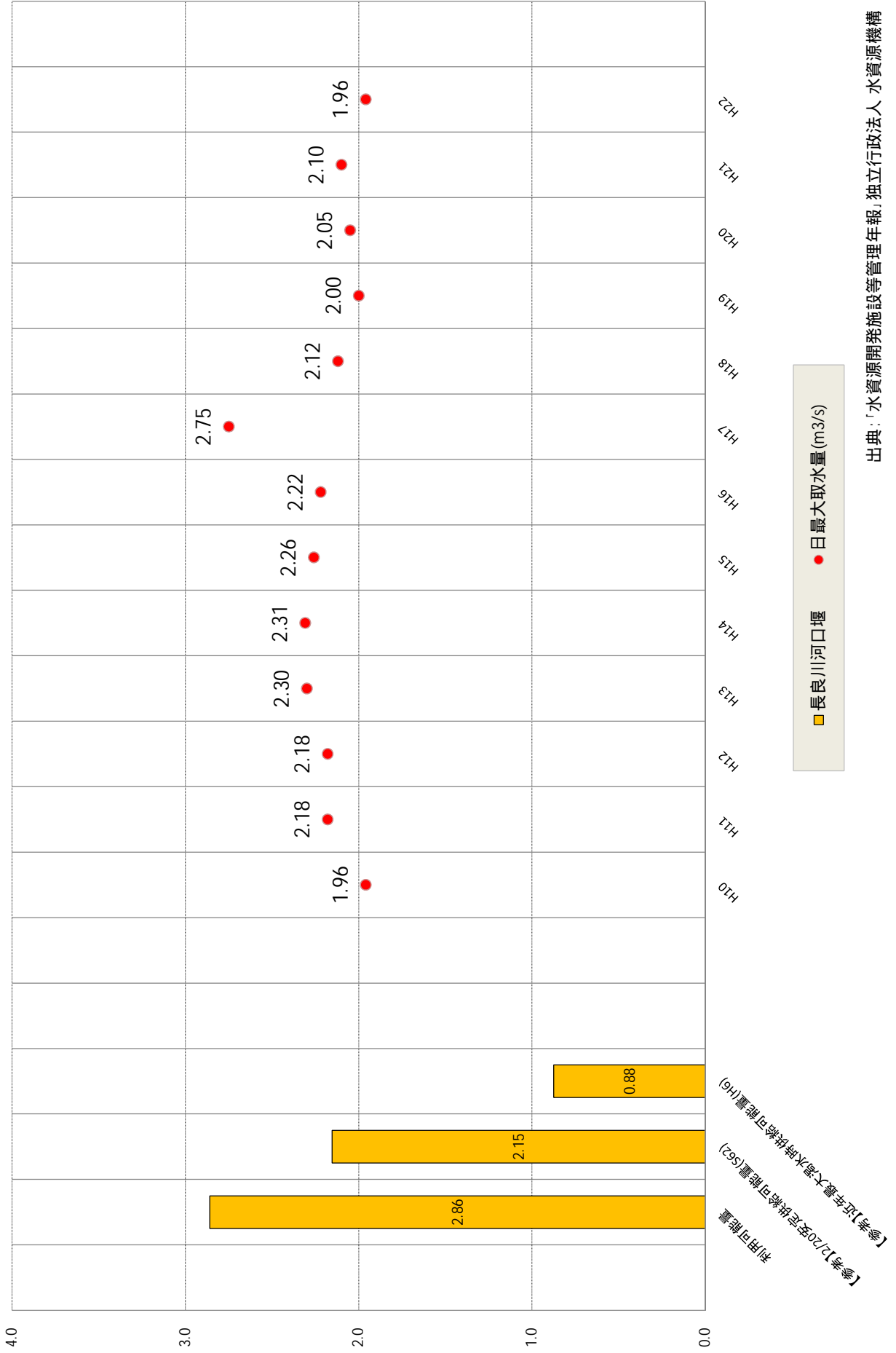
水道水源の切り替えの実現には、国(河川管理者)の許可、関係者の理解が不可欠である。 資料

### 尾張地域 水道用水の取水実績



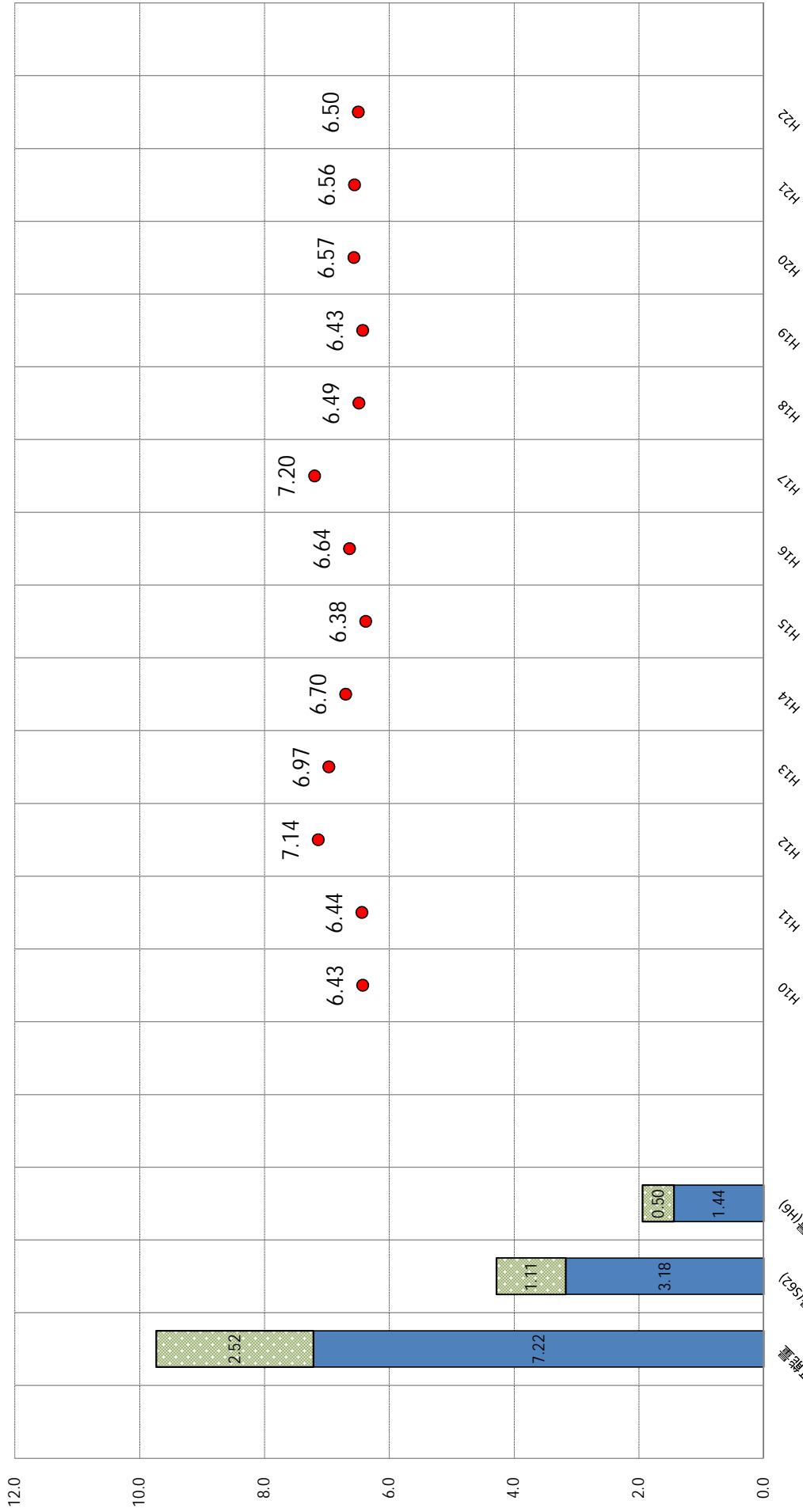
出典：企業庁

知多地域（長良導水）  
水道用水の取水実績



出典：「水資源開発施設等管理年報」独立行政法人 水資源機構

尾張地域 + 知多地域 (長良導水)  
水道用水の取水実績【想定】

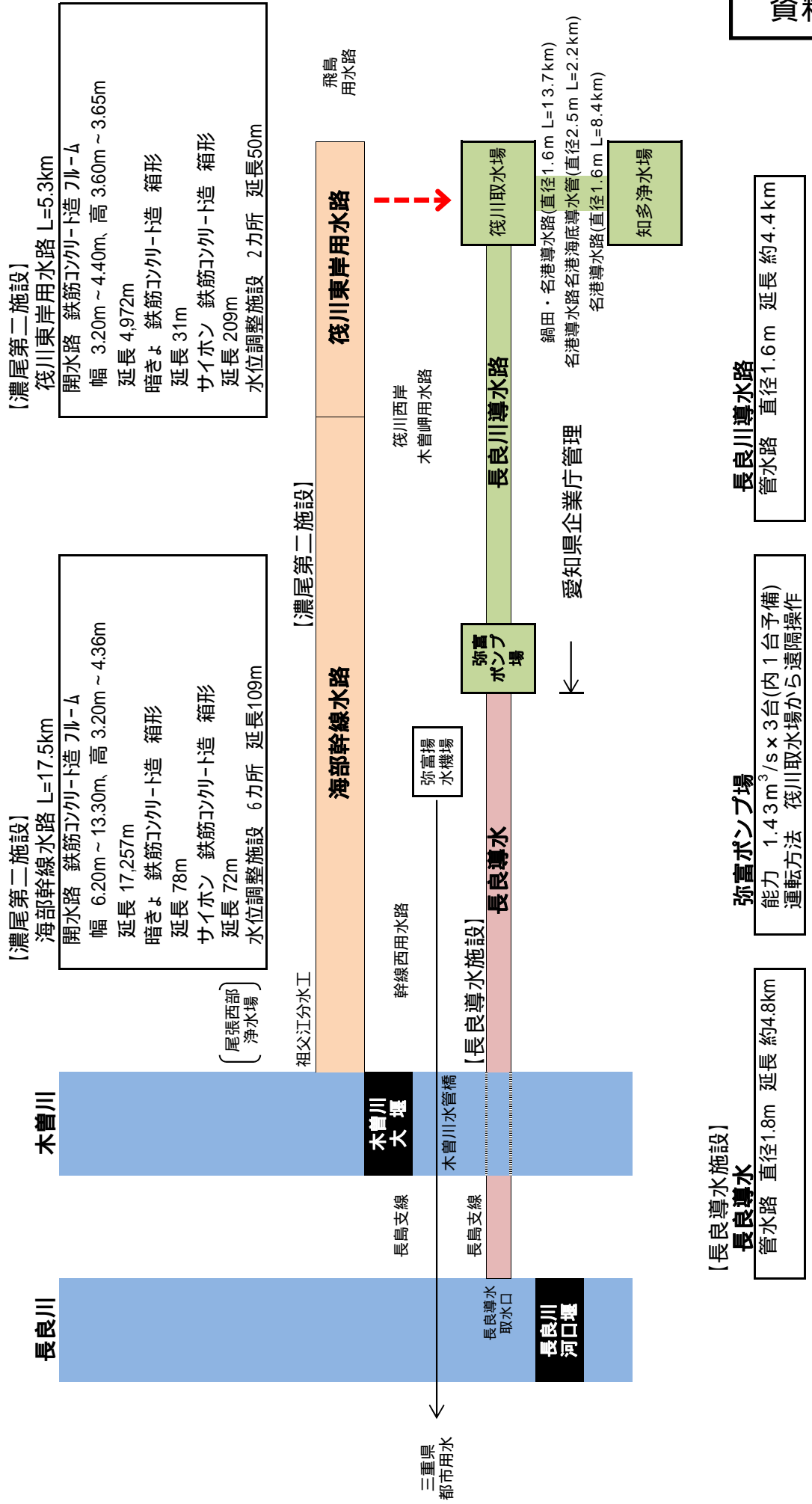


■ 岩屋ダム ■ 岩屋ダム(工水分) ● 日最大取水量(m³/s)尾張地域+知多地域

【想定】利用可能量  
【参考】20年度定供給可能量(S62)  
【参考】近年度大濁水時供給可能量(H6)

出典：「水資源開発施設等管理年報」独立行政法人水資源機構、企業庁

# 濃尾第二施設及び長良導水施設の概要



# 知多半島の水道水源の切り替えに伴い協議・調整が想定される主な関係機関等

## 水資源機構法

### 岩屋ダム・木曽川用水の施設管理規定の変更

- ・河川からの取水量、幹線水路からの分水量の変更
- ・管理に要する費用負担（割合）の変更

#### 関係県知事【4県】

- ・長野県知事
- ・岐阜県知事
- ・愛知県知事
- ・三重県知事

#### 関係利水者【15団体】

- ・岐阜県知事(水道事業者)
- ・愛知県企業庁長
- ・三重県企業庁長
- ・名古屋市上下水道局
- ・関係土地改良区(10団体)  
(岐阜県：7団体)  
(愛知県：1団体)  
(岐阜県：2団体)  
・電力会社(1社)

#### 関係行政機関【6大臣】

- ・厚生労働大臣
- ・農林水産大臣
- ・経済産業大臣
- ・国土交通大臣
- ・財務大臣
- ・総務大臣

### 長良川河口堰の施設管理規程の変更

- ・操作に関する基本事項の変更(塩水遡上による塩害防止の目的を廃止)
- ・ゲートの操作等の変更

#### 関係県知事【3県】

- ・岐阜県知事
- ・愛知県知事
- ・三重県知事

#### 関係利水者【3団体】

- ・愛知県企業庁長
- ・三重県企業庁長
- ・名古屋市上下水道局

#### 関係行政機関【6大臣】

- ・厚生労働大臣
- ・農林水産大臣
- ・経済産業大臣
- ・国土交通大臣
- ・財務大臣
- ・総務大臣

## 河川法

### 岩屋ダム・木曽川用水の水利権の変更

- ・水利使用の目的、取水量の変更
- ・変更理由

#### 関係県知事【2県】

- ・岐阜県知事
- ・愛知県知事

#### 関係河川使用者【26団体】

- ・関係土地改良区(1団体)
- ・農林水産大臣(濃尾用水)
- ・一般企業(10社)
- ・美濃加茂市長(水道)
- ・名古屋市長(水道)
- ・犬山市長(水道)
- ・一宮市長(水道)
- ・長島町長(水道)
- ・電力会社(2社)
- ・関係漁業協同組合(7団体)

#### 関係行政機関【4大臣】

- ・厚生労働大臣
- ・農林水産大臣
- ・経済産業大臣
- ・国土交通大臣

〔 長良導水水利権の廃止  
開門調査終了後、長良導水取水に戻す際には  
水利権を新たに取得する必要あり 〕

資料

注：本資料は、長良導水の水利権を廃止し、岩屋ダムに新たに水利権申請すると仮定した場合に、協議・調整が想定される関係機関等を記載したものである。